商工連ながの

2018.5
VOL.372

●商工連臨時総会
●県 青 連　関東ブロック後期大会
●県女性連　レディースフォーラム2017
●ホームページ、パンフレットによる「薪割り機」「ウッドチッパー」のPR
㈱南信クレーン　持続化補助金活用事例
●消費税軽減税率対策補助金(レジ補助金)の期限が延長されました
●お客様のニーズに合わせた設備投資と技術力の向上を目指して
㈱エスケー精工　中小企業の新たな事業活動
●～新たな産業の創出の場として～ 地域振興事業の取り組み
安曇野市商工会　商工会はいま－Vol.110
●働き方改革　同一労働同一賃金への対応
経営ワンポイントアドバイス
●雇用の現場と法律
法律ワンポイントアドバイス
●おきよめの郷　森のコテージ
天龍村商工会　この人に注目－Vol.114
●長野県で一番小さな町、それが小布施町です
小布施町商工会　ふるさと紹介－Vol.24
●会員福祉共済PR

長野県商工会連合会のホームページ・E-mail アドレス
http://www.nagano-sci.or.jp/
shokoren@nagano-sci.or.jp

釜無ホテイアツモリソウ

ドイツスズラン

レンゲつつじ

目には青葉、山ホトトギス…

南アルプスジオパークに位置する入笠山。ゴンドラ山頂駅から徒歩10分で“標高1,734m入笠湿原”に到着。厳冬を乗り越えた“ドイツスズラン”“レンゲつつじ”が一面を埋め尽くす。入笠山山頂からは富士山・南アルプス・中央アルプス・北アルプス・日本百名山の22の山並みのパノラマが広がります。春～初夏の富士見町を満喫ください。　富士見町商工会

小規模事業者の支援機関として
地域に期待される組織へ

商工連臨時総会

商工連は3月23日阿部県知事をはじめ来賓多数ご臨席のもと長野市で臨時総会を開催し、県下商工会長及び関係者約70名が出席しました。平成30年度事業計画、収支予算等が原案どおり承認されました。

冒頭商工連柏木会長から次のあいさつがありました。「商工会を取り巻く環境は、地域の人口減少や高齢化、それに伴う商工業者の減少や会員の減少、そして第4次産業革命と言われるＡＩやＩｏＴへの対応など、多くの課題に直面しています。

このような中、平成30年度、商工会と商工連は地域の商工業者を全力で支援するため『商工会中期マスタープラン』を着実に実行して参ります。産業振興においては、変貌する県内観光産業を中心課題に掲げ、観光産業の実態を把握しながら観光振興策を見出して参ります。更に『経営発達支援事業』における小規模事業者に寄り添った伴走型支援と小規模事業者持続化補助金の活用を推進するとともに、事業承継の取り組みにより経営改善の推進を図って参ります」。

挨拶をする商工連柏木会長

来賓祝辞では阿部県知事から「県の総合計画『しあわせ信州創造プラン2.0』がスタートし、サブタイトルとして『学びと自治の力で新時代を拓く』を前面に打ち出し、学びにフォーカスして主体的に学ぶ県を目指します。

もう一つは自治。商工会の皆さんが日々取組んでいることが自治であると感じています。地域の課題に応じた対応、特色を伸ばす取組みが重要であると考えます。地域社会における自治的な取組みの先頭に立って産業振興、地域の活性化に取り組まれている商工会の皆さんを県としても応援し地域社会が活性化するよう一緒に取り組みたいと考えています」との言葉がありました。

阿部長野県知事

また、長年の商工業振興、商工会運営に対して叙勲、知事表彰を受賞された方々の功績をたたえ顕彰が行われました。顕彰された方々は次のとおりです。

○旭日単光章

平成29年春　坂爪基浩（生坂村商工会長、長野県商工会連合会理事）

○長野県知事表彰

平成29年　下平陸昭（飯島町商工会長、長野県商工会連合会副会長）
黒田重行（箕輪町商工会長、長野県商工会連合会理事）
伊藤民男（南木曽商工会長、長野県商工会連合会理事）
藤澤一彦（高山村商工会長、長野県商工会連合会理事）
西川範明（平谷村商工会長、長野県商工会連合会監事）
石田憲明（小谷村商工会長、長野県商工会連合会監事）

組織拡大の基本サイクルと支援人材育成を
―商工会中期マスタープランの見直し―

「商工会中期マスタープランの見直し」を行いました。

商工会中期マスタープランは、平成25年度から平成34年度までの10年の計画で、平成24年度に作成されました。この５年間経営支援体制の再構築を行い、プランを進めてきました。これまで５年を経過する間の、小規模基本法・改正小規模支援法の施行、長野県の総合計画「しあわせ信州創造プラン2.0」等環境変化を踏まえて見直しを行いました。

見直しの重点軸は２つあります。１つ目は「組織拡大のための基本サイクル」、２つ目は職員の資質向上である、「経営支援人材育成トータルプログラム」です。

また、プランの完全達成を図るため、商工会と商工連共に「目標達成評価表」により数値目標を設定し、毎年進捗状況を確認することとなりました。

関東1都10県から長野の地に461名の青年部員が集まる

～関ブロ青年部連絡協議会平成29年度後期大会（長野大会）開催～

2月21日、22日長野市「ホテルメトロポリタン長野」において、関東ブロック商工会青年部連絡協議会（会長　田熊祐介氏）平成29年度後期大会（長野大会）を開催しました。今回の後期大会は長野県商工会青年部連合会が当番で、当県青連役員及び単会青年部から、50名が大会運営を担いました。関東経済産業局管内商工会青年部員247名、県内53商工会青年部214名の参加があり、盛大に開催することができました。

土屋県青連会長

21日に「会社経営の発展（起業から今まで）」と題し、中小企業診断士の滝澤恵一氏の講演を行いました。滝澤氏から、同氏が経営支援を行ったTNホールディングス株式会社代表取締役の永濱健氏について、会社創業から行った支援の体験談と長野県から世界に羽ばたいた永濱氏の生き方、生き様についてお話がありました。

田熊関東ブロック青年部会長

続いて、「夢を持てば人は輝く～夢は必ず叶う～」というテーマで株式会社てっぺん代表取締役の大嶋啓介氏の講演を行いました。大嶋氏から、事業を行い成功させるにはポジティブに考え行動することが大切であり、そのために目標を設定することが重要であるとお話がありました。聴講者からは、またお話を聞きたいと大変好評でした。

22日には、株式会社ホライズンワークス代表取締役の林真人氏による商工会青年部活性化研修「インパルスゲート」を行いました。参加者は青年部活動をどうすれば活性化できるかをテーマにグループワークを行い、多くの受講生が積極的に参加し青年部について考える機会の場となりました。

関東1都10県から多くの青年部員が長野に集まり、研修だけではなく交流の場として、大変有意義な研修会となりました。

後期大会（長野大会）の様子

商工会女性部の更なる活性化を目指して

～県女性連レディースフォーラム2017開催～

3月6日(火)長野市「ホテルメトロポリタン長野」において女性部員101名の参加により、レディースフォーラム2017を開催しました。

挨拶をする
佐々木県女性連会長

本年度は「部員増強運動」、「おもてなし交流事業」および「次世代起業家育成塾」事業について、その取組み状況など、県内の商工会女性部から事例発表がありました。

「部員増強運動」については、安曇野市商工会下里女性部長と箕輪町商工会小松女性部長からそれぞれ発表がありました。安曇野市商工会女性部では親会等の役員配偶者への加入勧奨を実施しており、また、箕輪町商工会女性部では商工会女性部は魅力があり楽しい組織であることを周囲にアピールすることが部員増強に効果的との発表がありました。

阿部長野県知事の講話

「おもてなし交流事業」については、朝日村商工会筒井女性部長から香川県小豆島町商工会女性部を訪問した事例を、また、飯綱町商工会瀧澤女性部長からは富山県射水市商工会女性部を受入れた事例の発表がありました。

「次世代起業家育成塾成果」については、今年度本事業を実施した8商工会女性部のうちから、上田市商工会梶村女性部長、中川村商工会山崎女性部長、戸倉上山田商工会石井女性部長、小布施町商工会高津女性部長から、当日の子供たちの様子や感想、女性部の関わり方などについて発表がありました。

講演では阿部長野県知事から、平成30年度から5か年の新しい「長野県総合計画」を中心にお話をいただきました。受講者の皆様はとても熱心に聴講していました。今回も多くの女性部員に参加いただき、有意義な研修会となりました。

レディースフォーラムの様子

ホームページ、パンフレットによる「薪割り機」「ウッドチッパー」のPR

―小規模事業者持続化補助金活用―

株式会社南信クレーン

原村商工会

代表取締役秋山正幸氏（中央）　ウッドチッパー（左）

創業より36年間、クレーン事業を行っており、『クレーンのプロフェッショナル』として信頼と実績を積み上げてきました。しかしながら木造、鉄骨建方、機械の移動の需要の多くは事業者様よりいただいており、景気動向に大きく左右されます。またダム建設やその他建設工事等の公共事業も、単発のご依頼がほとんどです。

一方で定期的に受注頂くのが蓼科、八ヶ岳、富士見の別荘地などでの『伐採』で、林業、造園業を営まれている事業者様からのご依頼をはじめ、ご家庭の木々の伐採もさせていただいております。

一般のご家庭、個人の方にはクレーン車（事業）は工事現場での揚重（ようじゅう）作業（クレーンでの吊り上げ移動）のみのイメージが強いと思われるのですが、弊社では個人のお客様の伐採、無線アンテナの撤去、2階以上への大型家電、ピアノなどの重量物の吊り込みなど、も得意としております。

ラフテレーンクレーン

また、伐採をご依頼いただくお客様のニーズにお応えしたく弊社では新たに「薪割り機」と「ウッドチッパー（樹木や竹を短時間で安全にチップ状にする）」を購入し、伐採した木を幹は薪として、枝葉はウッドチップとして再利用が可能となりました。

かねがね、弊社の継続的なPRをできる手段はないだろうか、この新たに導入した「薪割り機」、「ウッドチッパー」のPR（伐採木の有効活用）をできないものかと考えていたところ、小規模事業者持続化補助金の制度を知り、申請させていただきホームページ作成とパンフレットの作成・配布をいたしました。

ホームページを公開後、電話による問い合わせの数が前年比で10％増加しました。また、ホームページの問い合わせフォームからも伐採等の相談、問い合わせが入り伐採工事の施工契約を締結することができました。

ポスティングしたパンフレットを受け取られた方からも各種問い合わせをいただき見積りも数件お出しできました。別荘地も雪解けの時期となり伐採シーズンに向けて契約に結び付けられることを期待しています。

今回、小規模事業者持続化補助金を利用させていただいたことにより、弊社を今まで知らなかったお客様とのご縁を持つきっかけを与えていただくことができました。

薪割り機

株式会社南信クレーン
住所／諏訪郡原村八ツ手2985
TEL／0266-79-2330

消費税軽減税率対策補助金（レジ補助金）の期限が延長されました

消費税の軽減税率制度は、2019年10月１日から実施されます。

平成30年（2018年）１月31日を期限としていた消費税軽減税率対策補助金（レジ補助金）の補助事業完了期限・補助金の申請受付期限が延長されました。

消費税軽減税率対策補助金（レジ補助金）Ａ型・Ｂ－２型の

事業完了期限は、2019年９月30日

補助金の申請受付期限は、2019年12月16日です。

※「事業完了」とは、複数税率対応レジおよび受発注システムの導入または改修を終え、支払いを完了することです。

なお、**Ｂ－１型（受発注システムの改修）**については、2019年６月28日までに交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、2019年９月30日までに、受発注システムの改修・入替を完了（支払いの完了を含む）してください。そして、すべての支払いが完了した後、2019年12月16日までに事業完了報告書を提出してください。（まずは交付申請を行います。交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません。）

≪軽減税率対策補助金（レジ補助金）とは≫

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修などを行うにあたり、その経費の一部を補助する制度です。

※リースによる導入も補助対象になります。

詳細は、軽減税率対策補助金のホームページ（http://kzt-hojo.jp/）をご覧ください。

事業者の皆様の、消費税軽減税率制度への対応につきましては、最寄りの商工会へご相談ください。

『ドライバー　守るマナーと納期限』

今年度から、金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、県税事務所での窓口納付に加えてクレジットカード、ペイジーによる納付が可能になりました。

平成30年度自動車税納税通知書は５月上旬にお届けします。

通知がお手元に届きましたら、５月31日（木）までに納めましょう。

長野県・県税事務所

「信濃の国」県歌制定50周年

「信濃の国は十州に～♪」で始まる県歌「信濃の国」は、もともと信濃教育会が作った唱歌の一つで、1899年（明治32年）に長野県師範学校教諭の浅井洌（あさいきよし）が作詞、翌1900年（明治33年）に同校教諭の北村季晴（きたむらすえはる）が作曲しました。

その後、県内各地に広がり、歳月を経て、親から子、子から孫へと歌い継がれてきました。

そして、今から50年前の1968年（昭和43年）5月20日、県歌に制定されました。

長野県では、県歌制定50周年を契機に、県民の皆さんに「信濃の国」を“学ぶ”“歌う”“身近に感じる”機会を増やし、50年後、100年後もこの大切な歌を歌い継いでいく取組を行ってまいります。

☆信濃の国に関する情報は、長野県のホームページ「Web site 信州」に掲載しています。
下記のQRコードからアクセスしてください。

他社に先がけてIOTシステムを導入　　山田夏江社長（右側）

お客様のニーズに合わせた設備投資と技術力の向上を目指して

株式会社エスケー精工　上田市商工会

長野県上田市塩川地区の緑に囲まれ渓流沿いにある南方工業団地で二〇〇〇年に会社を設立し、主に成形機・半導体製造装置・液晶の検査装置の加工を行っています。

代表取締役の山田夏江が二十年勤めたものづくりの会社を退職し会社を設立したのは四十九歳の時でした。当初は中古機械一台を買い、当時高校生だった三男が機械メーカーで講習を受けて技術を覚えたのが始まりで、今日に至るまで、若い社員達を一人一人教育して、長男・次男を含め皆でお互いに協力しあいながら技術力を高めてきました。また、周辺の会社にはない新鋭の機械を導入することで会社の特徴を出しつつ、機械の能力を活用して加工の幅を拡げることで大手企業からの受注を増やしてきました。現在工場内には最新の五軸加工機、五面加工可能な大型門型をはじめとする各種マシニングセンタ、NC旋盤等の機械が並んでいます。各機械の異常を担当者のスマホに送信するIOTシステムを構築する等、生産管理の効率化も図っています。また、産業用ロボットに搭載する精密部品の軽量化を実現したいというオーダーに対応し、ものづくり補助金を活用して高速・高精度マシニングセンタを導入し、加工の無人化と時間短縮を実現しました。二〇一四年には、DMG森精機「切削加工ドリームコンテスト」に出品したロボットアームに組み込むステンレス加工品が銀賞を受賞することで、技術面からも一定の評価をいただくことができました。

切削加工ドリームコンテスト銀賞

また、当社では、三十名ほどの社員の半数近くが女性です。女性社員が働きやすい環境づくりに心がけ、家庭の都合等で誰かが急に休んでも対応出来る体制をつくっています。六十七歳の女性も積極的に仕事に取り組んでいただいており、重要な戦力になっています。また、シニア人材地域企業交流会に参加し一名を採用、更に障害者の採用等、その人に合った仕事の提供と戦力化を実現しています。

今後も景気の波に左右されないように、自社の技術力を高めると同時に、県内外の展示会や商談会等にも積極的に参加し新規取引先を幅広く開拓していく予定です。また、国や市の補助金を有効に活用させていただくことで、医療、航空宇宙分野等新たなものづくりにも果敢に挑戦して参ります。

株式会社エスケー精工

代　表　代表取締役　山田夏江
創　業　二〇〇〇年十月
資本金　一千万円　従業員数三十名
本　社　上田市塩川六三〇―一一
電　話　〇二六八―三六―〇〇二二
ＦＡＸ　〇二六八―三六―〇〇二三
事業内容　アルミ長尺加工や五軸加工機を中心とした金属部品加工

商工会はいま―

Vol.110

安曇野市商工会

中信

～新たな産業の創出の場として～
地域振興事業の取り組み

5月から6月は安曇野の田植えシーズンを迎え、水田に残雪の北アルプスの峰々が映る美しい季節です。この6月3日に「信州安曇野ハーフマラソン」が行われ、第1回開催当初より全国から約6000人のランナーの参加をいただき、うち約1000人の市内前日宿泊をいただいて今年で4回目を迎えました。豊科南部総合公園をスタート・フィニッシュ会場とし、安曇野市内を巡る折り返しコースには「世界かんがい施設遺産」に登録された安曇野の田園風景を支える「拾ケ堰（じっかせぎ）」を通り、地域の皆様の温かい応援で全国的（RUNNETハーフマラソンの部全国4位）に人気の大会となっております。

ハーフマラソンおもてなし

商工会では、ランナーの方へのおもてなしとしてフィニッシュ会場において、飲食関係の会員さんや女性部員のみなさんと職員により、地元産の食材を使用した、〝玉ねぎスープ〟〝おしるこ〟のふるまいを行いました。また、会場の販売ブースでは、会員企業による飲食、物販等の出店。沿道では青年部による氷菓の配布等も行い参加ランナーの高評価をいただいています。また会場外では会員の店舗への利用促進・再訪を図るため、独自の特典サービスの提供を掲載した〝応援店マップ〟を作成し、全ランナーに事前配布をして安曇野の魅力を発信しています。

真夏の安曇野の最大イベントとして、夜空を盛大に彩る「安曇野花火」は、毎年8月14日、明科犀川御宝田遊水池にて行われ、色とりどり1万2000発もの花火が音楽に合わせて花開きます。実行委員会は青年部員とOB部員を中心に編成され、大会の運営実施を行っています。

安曇野花火

本市は旧5町村が一つになり安曇野市となった処ですが、合併前に行われていた旧明科町の水郷明科花火大会と、旧穂高町のわさび祭り前夜祭花火大会を、「安曇野はひとつ」をメインテーマに新たな花火大会として、平成19年に本会青年部OBを中心にした実行委員会が第1回を開催。今夏で12回目を迎える「安曇野花火」です。年々進化し多くの市民や周辺住民の人々を飽きさせず感動を与え続けており、安曇野市の夏の名物としてまた大きな観光資源の一つとして、宿泊需要の増加等の波及効果もあり地域経済と地域社会の活性化に役立っています。

豊かな秋の実りに恵まれる安曇野は、林檎、米をはじめとした農産物から、近年では信州サーモン等の水産物など、様々な食の産物を楽しめる地域でもあります。そんな安曇野の食のすばらしさと魅力を発信すべく、平成25年度本商工会が主管となり、新たな秋のイベントとして「信州安曇野 新そばと食の感謝祭」（以下、新そばと食の感謝祭）を企画。新そばが出始める11月中旬に第1回を穂高神社特設会場に於いて開催しました。本商工会員・農林業者、関係機関、中信地区の商工会、役員等様々な団体で実行委員会を構成し当日の開催に至るまで多大なるご協力をいただいております。また、市の友好都市との交流や地域・学校の協力も得ながら、新そばや地元産の「食」の魅力と多くの地域資源を、近隣市町村・県内外・世界へ広くPRし、持続的な経済波及効果を図るべく取り組んでいます。

新そばと食の感謝祭

今年で6回目を迎える「新そばと食の感謝祭」は、会員事業所による安曇野産の素材等を新商品にする6次産業化を進め、本イベントで個別の成果を発表し、来場者からの評価を受けて一層磨きをかけて、販売促進を展開する場としても位置付けております。また、会場外の市内各店舗等へ波及効果が表れる仕掛け作りや、他の新そば祭りとの差別化、地域ビジネスの創造と展開を図り地域の振興を目指しております。

これら3大事業を代表として、地区別・業種別等の多数の地域振興事業の実施を通じて、当商工会が地域に無くてはならない組織としての存在の重要性を地域社会にアピールするとともに、地域産業活性化の担い手として、地域の期待をうけ、役割を果たすべく事業を推進しているところであります。

ONE POINT ADVICE

経営ワンポイントアドバイス

働き方改革 同一労働同一賃金への対応

特定社会保険労務士、
中小企業判断士
塚田　修　氏

(1) 働き方改革の構成

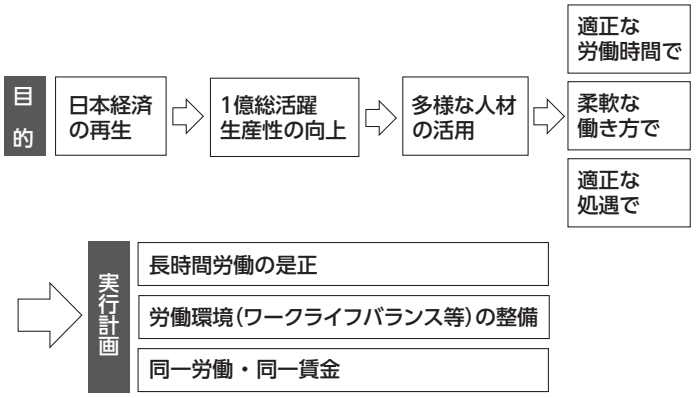

(2) 同一労働、同一賃金の施行は2020年度より（中小企業は2021年度より）

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」の施行は2020年度の予定です。そして中小企業は1年遅らせて2021年度となるようです。

この法律の目的は、非正規社員の処遇改善にあります。

ヨーロッパの正社員に対する非正規社員の賃金水準は70％～90％であり、日本は56％と異常に低いことも事実です。

労働人口の約4割までを占めるまでに至った非正規社員の処遇改善は重要課題の一つです。

(3) 同一労働、同一賃金の難しさ

欧米の賃金制度は「仕事」に対して賃金を支払う「職務給・職種給」が一般化していますが、日本では「人」に対して賃金を支払う「年功給、職能給」がまだまだ一般的です。

更にもっと掘り下げれば、日本では新卒一括採用の長期雇用型の正社員は、育成配慮型なので能力レベルで賃金を決定する職能給が主流ですし、短期雇用型の非正規社員は仕事レベルと世間相場で賃金を決める職務給が主流です。

これらの元々賃金制度が違うものを一緒にして「同一労働、同一賃金」にするということは難しいと思います。

(4) 同一労働、同一賃金の内容

2年後（中小企業は3年後）にはこの法律が施行されますので対応が必要となってきます。

この法律が求めているのは、単純な「同じ仕事は同じ賃金」という狭い意味での「同一労働同一賃金」ではないと考えます。

合理性があって公正な賃金決定であれば問題ないと思います。

(5) まずは段階的に手当から始める

政府ガイドライン（案）によると正社員に支払われている各手当毎に非正規社員にも支払うべき例が示されています。

(1)手当

①通勤手当　②出張旅費　③精皆勤手当
④食事手当　⑤役職手当　⑥特殊作業手当
⑦特殊勤務手当

(2)福利厚生面での待遇

①慶弔休暇　②病気休暇　③教育訓練

※扶養手当：ガイドライン（案）にはありませんが最近の判例（30年2月）からして、支払うべき手当に含まれてくると思います。

(3)基本給、賞与

政府ガイドライン（案）では基本給の支給については、決定要素に同じ要素（経験、能力、業績成果、勤続年数）がある場合は支給しなくてはならないとしています。

また、賞与についても会社の業績等への非正規社員の貢献度に応じて支給しなければならないとされています。

基本給の同一労働同一賃金に関しては、難しいものがあると思います。法施行の3年後までにその企業なりの合理性のある「同一労働、同一賃金」を確立しておく必要があります。

(6) 最後に

現行のパートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法でも正社員と非正規社員の差別的取扱いの禁止、不合理的な取扱いが禁止されており、裁判でも非正規社員の勝訴が多いです。

非正規社員のやっている業務、責任の度合、配置転換の有無、経験年数等が正社員と同じ場合には同じ賃金を支払うことになります。

また賃金格差については非正規社員から求めがあれば事業主は説明しなければならないとされています。今回の労働法の改正（残業規制、同一労働、同一賃金）は中小企業にとって相当に高いハードルであり、やっていけなくなる企業も出てくるでしょう。

ONE POINT ADVICE

法律ワンポイントアドバイス

雇用の現場と法律

弁護士
中村　隆次　氏

この「法律ワンポイントアドバイス」でも何回か取り上げられたテーマですが、経営者の皆さんの認識はまだ十分とは云えないように思われますので重複しますが確認の意味で取り上げます。

日本の法分野で、現場の感覚や慣行と法律の内容とが大幅に食い違う分野の典型が雇用に関する問題だと思います。

雇用の世界では、労働法規によるのではなく端的に云って雇う側に都合よく雇用のルールが運用されて来ました。

ところが近年、この状況が大きく転換し始めています。雇われる側が、これまでの現場ルールでなく労働基準法を中心とする労働法規によるべきだと要求するケースが非常に多くなり始めたのです。

その原因は、主に雇われる側の世代感覚が大幅に質的変化を起こしたことと、ネットによって法規情報を簡単に得られるようになったことによると思われます。

労働法規の内容は「雇われる側の権利を確保し、雇う側の思い通りにはさせない」ことを基本に規定されています。ですから雇う側に都合の良い伝統的な現場ルールに対し雇われる側が異を唱え労働法規に拠ることを労基署や労働局、裁判所（労働審判等）で正面から法的に主張すると、法的主張ですから当然雇われる側の言い分が勝つ、という結論になります。その結論は雇う側にとっては不本意かつ金銭的にもかなりの負担増となる内容ですが、国の法規に従う結論ですから止むを得ない、ということにならざるを得ません。

ここ1年間くらいの間に私が経営者側から相談を受けたり対応した中からその典型例を二つほど挙げます。

一、時間外手当

長時間労働やいわゆる残業手当を巡る紛争が非常に多くなりました。きちんと残業代を払わずに来たのがこれまでの雇用の現場と云わざるを得ないからです。

そのため従業員から資料を元に過去2年分の残業手当を請求されると、殆どの場合、雇用側は応じなければならないというのが実情でしょう。時間外手当に関する論点は非常に多岐にわたりますから逐一取り上げる紙幅がありません。

ただ、しばしば見受けるのは、いわゆる三六協定を結んだ上で、特に営業職など労働時間が不定時な職種について、雇用側が固定残業代とかインセンティブ給与等の名目で本来の給与の他にあるいは給与に含めて定額を支給し、残業代はそれで全てまかなわれていると扱っているケースです。こうした固定残業代（みなし割増賃金）制がすべて問題だという訳ではないのですが、そうした方式を採り入れること自体は労働契約書等に明記されていなくてはならず、文書化されていない場合は効力がないとされている点です。この文書化がされていなかったために改めて従業員から残業代の請求を受けたのに対し「残業代は固定制により支給済みだ」との反論が出来ず、請求の全額の支払に応じざるを得ないというケースが少なくありませんから要注意です。

二、解　雇

社長から「お前なんかクビだ！」と宣告されると従業員は下を向いて去り、翌日から出勤しなくなる、というのがこれまでの雇用の現場だったのではないでしょうか。率直に云ってこうした解雇の殆どは労基法上は不当解雇です。その従業員が不当解雇と申し立てると多くの場合雇用側は負けます。

何故かと云えば、労基法上解雇は非常に厳しく制限されているため、よほどのことがないと有効な解雇と云えないからです。仮に従業員にある程度の問題があっても、適法に解雇するためには慎重な準備が必要です。それには弁護士や社会保険労務士等の協力が必要でしょう。

これらの問題以外にも、雇用側は労務に関する意識が大きく変わりつつあることを、十分に認識しそれを踏まえて対応するのが必須になりつつあります。

この人に注目 Vol.114

おきよめの郷 森のコテージ

吉田　勇次さん　天龍村商工会

吉田勇次さん

もう十数年前だろうか。アフリカのマータイさんが国連で演説したのは。「もったいないです」そこから私の人生が変わり始めました。何年かして日本の国を揺るがすような事件（「災害」かな）、東日本大震災が起き、罪もなく、逆らうこともなく多くの人が亡くなりました。その時ボランティアに参加し、今から私に出来ることで恩返しをしていこうと決め、山形県でペンションを経営していたのを他人に譲り長野県に来ました。その時、助言をいただいたのが一人娘で現在は尼僧をしている僧の言葉でした。「残された人生どれだけ恩を返していけるかに貴方の力がかかっている」と言われチャンスを探していました。

天龍村にご縁があって福祉の学校で子供たちに給食を作る仕事をしておりました。そんな中、現在の草に覆われて使われていないコテージを見て、「これはもったいない」と感じて村の持ち物であった施設を借り受けるよう村に交渉してお借りすることが出来ました。約7年間放置されていた建物であった為「森の動物の遊び場」のようであり、初めの一年は草刈りや建物の修繕に追われました。営業許可を取る為に奔走し、仮営業を半年程行い、現在三年目に入りました。営業をする際にほとんどの人から笑われましたが、信念を曲げることなく出来たことは飯田信金さんと商工会さんの後押しがあったことが大きかったです。何かを行なおうとしたとき後押しがいかに大切かを思い知らされました。これからは若い人たちの相談を受けた時は自分の力の限り後押したいと思います。

レストランのテラス席

先日、テレビ番組の取材を受け、番組の中のやり取りで「次に伺うところがおきよめの郷ですが何が名物ですか?」と尋ねると「店主のおじさんかな」と答えたことに反響があり、ネットの裏情報は「面白いおじさんがいるから話をするといいよ」と言われているようです。今は明るく気さくをモットーにしていきたいと思っています。

ネットのお客さんが八割以上ですが、来ていただく人の為にいつでもお待ちしております。先日も「到着が二十二時以降になりますがいいですか?」と問い合わせがありましたが「お待ちしていますよ」と答えました。来ていただけるだけで幸せです。色んな事情があるのでしょう、でもその時間になったらほとんどは断られることだと思います。私が動ける間はお客さんの要望を聞き入れたいと思っております。

森のコテージ

まだ開業して三年ほどですが少しずつお客さんも増えて来ました。「こんなところにお客さんは来ない」と言われていましたが「そんなことはない」と信じて頑張っていると笑顔が絶えなくなりました。本人が楽しくしていないとお客さんはすぐに感じ取り引いていきます。外国から日本に訪ねてくる人たちを応援しているサイトと契約すると、さっそく海外から予約が入りました。今は観光地より日本の自然を楽しみに来日する方が増えて来たようです。東京でオリンピックが開催される時にはもっと外国人観光客が増えて来ることでしょう。これからも日本の良さや長野県の良い所を観て感じて頂くことに努力していきます。

「この人に注目」をシリーズで毎号掲載しています。商工会地域内で頑張っておられる方をご紹介ください。

ふるさと紹介

Vol.24

小布施町商工会

長野県で一番小さな町、それが小布施町です

面積19・12㎢。長野県で一番小さな町、それが小布施町です。小布施町と言う地名をお聞きになって思い浮かべていただくのは「栗と北斎」ではないでしょうか？

北斎館

小布施町は江戸時代市場の町として発達してきました。谷街道と谷脇街道が交わり、また、千曲川を利用した舟運により物資が集散し、その中で豪商・豪農が生まれ、それら先人が人と文化を育んできました。その中の一人が豪商の高井鴻山であり、高井鴻山を頼って来たのが葛飾北斎です。北斎は最晩年に4回小布施の地を訪れ、多くの肉筆画の浮世絵を残しましたが、これを展示しているのが「北斎館」です。一昨年に改修と増築を行い従来の2倍近い展示場となりました。昨年は英国の大英博物館で開催された「北斎展」に上町屋台天井絵「怒涛図」を始め収蔵されている作品が出品され、入場規制がかかる日が出る程の大盛況ぶりでした。北斎館では様々な企画で特別展が実施されていますが、現在6月10日まで特別展「超絶技巧　摺物の世界」が開催されており、通常の浮世絵版画にはない技術で作成された摺物多数が展示されていますので是非ご覧をいただきたいと思います。

また、栗は600年の歴史があると伝えられ、郷土の俳人「小林一茶」が「拾われぬ栗の見事よ大きさよ」と読み、幕府への献上品になる等従前から小布施町の特産品となっています。現在では町内の栗菓子企業が創意工夫をしたスイーツが数多くあり、また、秋の収穫時期になると季節限定商品が販売され、町外から多くの方が小布施を訪れてくださり、季節限定のスィーツを求める人で長蛇の列となります。また、フランスでは栗の一番おいしい食べ方は焼き栗と言われているようですが、小布施町でも焼き栗を売るお店が何店もあり、収穫時期はもちろん、専用の機器で温度・湿度を管理された栗は熟成して甘味が増し、小布施の晩秋の名物となっております。

香ばしい焼栗

栗のお尻に傷を付け専用の機械でジックリ焼かれた栗はオニ皮がポロっと剥け、中の黄色の実はホクホクしており、香ばしさと相まって絶品です。遅い時期になると販売を終了してしまいますが、これは是非一度試していただきたいと思います。

小布施町はスニーカーサイズの町と言われ、歩いて散策していただくには手頃な地域です。是非一度お越しいただければ幸いです。但し、9月下旬から11月上旬は混雑が予想されるので、それを外した方がユックリ散策していただけると思います。小布施は晩秋が穴場かも？（でも焼き栗販売が終了してるかも？）

平成30年5月15日発行VOL.372 編集・発行／長野県商工会連合会 〒380-0936長野市大字中御所岡田131-10長野県中小企業会館1F 電話026-228-2131(代) 発行人／中村英雄 印刷／カシヨ株式会社

あなたも家族もまるごと守る！ 頼れる補償の

全国商工会会員福祉共済

毎月ご加入いただけます!!

保険会社引受部分・団体総合生活保険（医療補償基本特約・がん補償基本特約）・総合生活保険（個人賠償責任補償）

大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ**加入**できる**特別な制度**です！

「けが」の補償　「病気」の補償　トータル「がん」補償　シンプル「がん」補償

12万人以上の皆様にご利用いただいています

共済（補償）期間

2017年11月1日午後4時から2018年11月1日午後4時まで
中途加入の場合、毎月1日午前0時から2018年11月1日午後4時まで

ご加入できる方

商工会の**会員**とその**家族**、会員の**従業員**とその**家族**、商工会・連合会の**役職員**とその**家族**であって**健康**な方が**対象**となります。

（「病気」の補償およびトータル「がん」補償・シンプル「がん」補償の場合、健康状態に関する告知義務があります。）
※ただし2017年11月1日時点での満年齢が満6歳以上満80歳以下（シニア医療特約・シニアトータル「がん」プラン・シニアシンプル「がん」プランでは新規ご加入は満74歳以下）の方に限ります。
「家族」とは…①配偶者、父母、子　②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫　③配偶者の父母　をいいます。

加入プラン			「けが」の補償 傷害プラン 2,000円コース	「病気」の補償 医療特約
契約年齢			満6歳～65歳（継続加入は満74歳まで）　継続加入で75歳となった場合はシニア傷害プランに自動的に移行します。	満6歳～65歳　66歳となった場合はシニア医療特約に自動的に移行します。
月払掛金			2,000円	1,000円
共済金額	死亡共済金	交通事故	1,000万円	「病気」の補償のみのご加入はできません（プラス）
		不慮の事故	800万円	
		天災（地震・噴火・津波）	400万円	
	後遺障害共済金	交通事故	1,000万円～10万円	
		不慮の事故	800万円～8万円	
		天災（地震・噴火・津波）	400万円～4万円	
	手術の種類により手術共済金	交通事故・不慮の事故	20・10・5万円	
		天災（地震・噴火・津波）	10・5・2.5万円	
	入院共済金（1日あたり）	交通事故・不慮の事故	8,000円（1日目～1,000日目）	
		天災（地震・噴火・津波）	4,000円（1日目～1,000日目）	
	通院共済金（1日あたり）	交通事故・不慮の事故	3,000円（3日～100日目）	
		天災（地震・噴火・津波）	1,500円（3日～100日目）	
	疾病入院見舞金	疾病による継続した30日以上の入院	5万円	
	個人賠償責任保険金額		1事故 1億円	
	疾病入院共済金（1日あたり）		「けが」の補償と併せて「病気」の補償をご検討ください	5,000円（1日～120日まで）
	疾病手術共済金 *1			重大手術 20万円 / 入院中 5万円 / 入院以外 2.5万円
	放射線治療共済金 *1			5万円
	先進医療共済金			305万円～5万円 1回のお支払いは実費の半額程度となります。

加入プラン	トータル「がん」プラン	シンプル「がん」プラン
契約年齢	満6歳～65歳　66歳となった場合はシニアトータル「がん」プラン（6,000円）に自動的に移行します。	満6歳～65歳　66歳となった場合はシニアシンプル「がん」プラン（6,000円）に自動的に移行します。
月払掛金	3,000円	3,000円
共済金額 がん診断共済金（再発・転移しても安心）	がんと診断確定されたとき、入院の有無にかかわらず一時金として 100万円	
がん手術共済金 *1	手術の種類により 40万円～7.5万円	手術の種類により 40万円・20万円・10万円（一部の放射線治療についてはお支払いの対象となります）
がん入院共済金（1日あたり）（お支払日数無制限）	10,000円（1日～無制限）	
病気・けがの手術共済金 *1	重大手術 20万円 / 入院中 5万円 / 入院以外 2.5万円	なし
病気・けがの入院共済金（1日あたり）	5,000円（1日～120日まで）	なし
放射線治療共済金 *1	5万円	なし
先進医療共済金（通算支払限度なし）	305万円～5万円 1回のお支払いは実費の半額程度となります。	なし

※補償内容の詳細はパンフレットを参照してください。
※トータル「がん」、シンプル「がん」プランに新規ご加入の場合、共済期間の初日よりその日を含めて**90日（待機期間）**を経過した日までにがんと診断確定された場合は、がん診断共済金（がん手術共済金・がん入院共済金）はお支払いできません。（病気・けがの手術共済金、入院共済金をお支払いできる場合があります。）
※同一事故において、がん手術共済金と病気・けがの手術共済金およびがん入院共済金と病気・けがの入院共済金はそれぞれ重複してお支払いしません。
*1 手術・放射線治療の内容・種類によっては回数の制限があったり、お支払の対象とならない場合があります。

お問合せ・資料請求はご加入の商工会まで

このチラシは福祉共済および東京海上日動火災保険（株）の団体総合生活保険（医療補償基本特約・がん補償基本特約）・総合生活保険（個人賠償責任補償）の概要についてご紹介したものです。
ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、ご加入の商工会までお問い合わせください。

取扱代理店：株式会社ふるさとサービス
東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館10F　TEL:03-3214-5710

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社　担当課：広域法人部法人第一課
東京都千代田区三番町6-4　TEL:03-3515-4147

2017年8月作成　17-T04455